

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	:IJ Primer PR-200
品番	:PR200-Z-22 / PR200-Z-60 / PR200-Z-BA / PR200-Z-B2
会社名	:株式会社ミマキエンジニアリング
住所	:長野県東御市滋野乙2182-3
担当部門	:技術本部
メールアドレス	:ink@mimaki.com
電話番号	:0268-64-2413
FAX番号	:0268-64-5580
緊急時の電話番号	:0268-64-2281
	:公益財団法人 日本中毒情報センター 中毒110番
	* 一般市民専用電話
	(大阪)072-727-2499 365日 24時間対応
	(つくば)029-852-9999 365日 9~21時対応
	* 医療機関専用電話
	(大阪)072-726-9923 365日 24時間対応
	(つくば)029-851-9999 365日 9~21時対応
(事故に伴い急性中毒のおそれがある場合)	
推奨用途及び使用上の制限	:UV硬化型インク用プライマー、インクジェットプリンター用

2. 危険有害性の要約

[GHS分類]

物理化学的危険性	
引火性液体	:区分外
水反応可燃性化学品	:区分外
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	:区分外
急性毒性(経皮)	:区分外
皮膚腐食性/刺激性	:区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	:区分2
皮膚感作性	:区分1
発がん性	:区分2
生殖毒性	:区分2
環境に対する有害性	
水生環境有害性(急性)	:区分2
水生環境有害性(長期間)	:区分2

上記で記載が無いものは、分類できない、分類対象外

[GHSラベル要素]

絵表示



注意喚起語

警告

危険有害性情報

- H315 皮膚刺激
- H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
- H319 強い眼刺激
- H351 発がんのおそれの疑い
- H361 生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い
- H411 長期継続的影響により水生生物に毒性

注意書

[安全対策]

- P201 使用前に安全データシート(SDS)及びプリンター取扱説明書を入手すること。
- P202 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- P261 ガス/ミスト/蒸気の吸入を避けること。
- P264 取扱い後は手と眼をよく洗うこと。
- P272 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
- P273 環境への放出を避けること。
- P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

[応急措置]

- P302 + P352 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹼で洗うこと。
- P305 + P351 + P338 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- P308 + P313 ばく露またはばく露の懸念がある場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P321 特別な処置が必要である。(SDS 4.応急措置要参照)
- P333 + P313 皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P337 + P313 眼の刺激が続く場合:医師の診断/手当てを受けること。
- P362+P364 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- P391 漏出物を回収すること。

[保管]

- P405 施錠して保管すること。

[廃棄]

- P501 内容、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

3. 組成、成分情報

単一物質・混合物の区分 : 混合物
 成分及び含有量

成分名	含有量 [%]	官報整理番号	CAS No.	備考
脂肪族モノマー	40-50	営業秘密	営業秘密	
アクリル系オリゴマー	25-35	営業秘密	営業秘密	
芳香族モノマー	15-25	営業秘密	営業秘密	
光重合開始剤	<10	営業秘密	営業秘密	
その他	<10	営業秘密	営業秘密	

1.0%未満の①2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル、②2,6-ジ-tert-ブチル-p-クレゾールを含有。

- ① 2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル(CAS:122-60-1)
 [安衛法]: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(政令番号91)
 [化学物質排出把握管理促進法]: 第一種指定化学物質(政令番号69) ※表示義務濃度以下
- ② 2,6-ジ-tert-ブチル-p-クレゾール(CAS:128-37-0)
 [安衛法]: 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(政令番号262)
 [化学物質排出把握管理促進法]: 第一種指定化学物質(政令番号207) ※表示義務濃度以下

4. 応急措置

吸入した場合

- ・気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。症状が改善しない場合には、医師に連絡すること。
- ・呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断/手当てを受けること。
- ・体を毛布などでおおい、保温して安静を保つ。
- ・呼吸していなければ人工呼吸を行う。

皮膚に付着した場合

- ・付着物を布にて素早く拭き取る。
- ・大量の水および石鹸で十分に洗うこと。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- ・外観に変化が見られたり、皮膚刺激または発疹が生じた場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- ・直ちに汚染された衣類を取り除くこと。

目に入った場合

- ・直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
- ・まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- ・直ちに医師に連絡すること。
- ・刺激が継続するか再発する場合は医師による手当てを行う。

飲み込んだ場合

- ・誤って飲み込んだ場合には、口をすすぎ、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- ・意識が無い場合、口から何も与えないこと。
- ・嘔吐が生じる場合、開いた気道を維持するために患者をうつぶせにして寝かせる。嘔吐物は飲み込ませないこと。

- ・医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。
- 応急措置をする者の保護
- ・適切な保護具(保護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
 - ・換気を行う。

5. 火災時の措置

消火剤

・粉末消火薬剤、水溶性液体用泡消火剤、二酸化炭素、砂、霧状水
使ってはならない消火剤

- ・棒状水

特有の消火方法、消火を行う者の保護

- ・適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。燃焼により有害なガスが発生する可能性がある
ので、呼吸保護具を着用する。
- ・火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を使用して消火する。
- ・安全に対処できるのであれば、可燃性のものを周囲から取り除く。または、安全な場所に移す。
- ・高温にさらされる密封容器は水をかけて冷却する。
- ・移動不可能な場合には周辺を水噴霧で冷却する。
- ・消火活動は風上より行う。
- ・消火のための放水等により、環境に影響を及ぼす物質が流出しないよう適切な処置をする。

特有の危険有害性

- ・高温に曝された場合、一酸化炭素、二酸化炭素、酸化硫黄、酸化窒素のような危険な分解物が
発生する可能性がある。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・ガス・ミストの吸入を避ける。
- ・作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。(「8. ばく露
防止措置及び保護措置」の項を参照)
- ・屋内では換気をしっかり行う。
- ・屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行い、風下の人を退避させる。
- ・周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
- ・付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除く。
- ・着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。
- ・床面などにこぼれた場合は速やかに拭き取ること(床面が滑りやすくなる)。

環境に対する注意事項

- ・河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。
- ・漏出物は回収し、排水路等に流してはならない。
- ・排水に混入した場合は、活性汚泥処理した後、放流する。
- ・河川、湖沼へ流入した場合には、必要に応じ、消防署、都道府県市町村の公害関係部署、河川
管理局、水道局、保健所、農協、漁協等に連絡を取る。
- ・配水管または水路の汚染が生じる場合は、関係機関に連絡する。エリアを覆い、配水管への流
入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法・機材

- ・漏出物は、密封できる容器に回収し、安全な場所に移す。多量流出の場合は流路を毛布、土嚢等を用いてせき止め、ドラム缶等に回収する。
- ・排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
- ・附着物、廃棄物等は、関係法規に基づいて処置すること。
- ・衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

<技術的対策>

- ・労働安全衛生法、消防法等の関連法規に準拠して作業する。
 - ・作業環境を許容濃度以下に保つ。
 - ・皮膚、粘膜、または着衣に触れたり、眼に入らぬよう保護具を着用する。
 - ・換気の良い場所でのみ使用すること。
 - ・喫煙、裸火、熱または発火源を避ける。
 - ・取扱後は手、顔等は良く洗い、うがいをする。休憩所等に手袋などの汚染保護具を持ち込まない。
 - ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
 - ・工具は火花防止型のものを使用する。
 - ・正しい作業実施法を定め遵守する。
 - ・屋内で作業する場合、局所排気装置を使用する。
- <注意事項>
- ・容器を転倒・落下させたり、衝撃を加え、または引きずる等の粗暴な扱いをしない。
 - ・インクを飲まないようにする。
 - ・この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

保管

- ・日光の直射を避ける。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・通風が良く、涼しいところに保管する。
- ・盗難防止のために施錠保管する。
- ・子供の手の届かないところに保管する。
- ・酸、アルカリ、アミン類と同じ場所に置かない。
- ・凍結厳禁。

8. 暴露防止及び保護措置

[管理濃度、許容濃度]

成分名	管理濃度 (厚生労働省)	ACGIH TWA
アクリル系化合物	-	2ppm
芳香族系化合物	-	0.1ppm
その他	-	2mg/m ³ (IFV)

TWA : 時間加重平均 , IFV : As inhalable fraction and vapor.

[設備対策]

- ・屋内作業場での使用の場合は局所排気装置を設置し、作業者がばく露から避けられるような設備にすること。
- ・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。

[保護具]

必要に応じ適宜、次の保護具を着用する。
 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

呼吸器の保護具

- ・送気マスク、空気呼吸器、酸素呼吸器、有機ガス用防毒マスク。

手の保護具

- ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用すること。

目の保護具

- ・取り扱いには保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護

- ・取り扱う場合には、有機溶剤又は化学薬品が浸透しにくい保護服(長袖作業服)を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

性状(状態、色)	:黄色液体
臭い	:微臭
粘度	:情報なし
pH	:該当せず
沸点(初留点及び沸騰範囲)	:約181℃
引火点	:106℃
燃焼又は爆発範囲の上限下限	:情報なし
蒸気圧	:情報なし
蒸気密度	:情報なし
比重(密度)	:1.1mg/cm ³
溶解度	:情報なし
n-オクタノール/水分配係数	:情報なし
自然発火温度	:情報なし
分解温度	:情報なし

10. 安定性及び反応性

安定性

- ・通常の条件では安定。
- ・加熱すると分解して、一酸化炭素及び二酸化炭素を生成する。

避けるべき条件

- ・日光、熱、裸火、高温、スパーク、静電気、その他発火源。

混触危険物質

- ・酸、アルカリ、アミン類との混触禁止。

危険有害な分解生成物

燃焼等により、一酸化炭素(CO)及び二酸化炭素(CO₂)ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

[急性毒性]

製品としては区分外

成分名	経口 (rat)	経皮 (rat)
脂肪族モノマー	LD50 4890mg/kg	LD50 >5000mg/kg
アクリル系オリゴマー	LD50 >2000mg/kg	LD50 >2000mg/kg
光重合開始剤	LD50 >2000mg/kg	LD50 >2000mg/kg

[皮膚腐食性/刺激性]

製品としては区分2

脂肪族モノマー	:ウサギによる皮膚試験で中程度の刺激性が報告されている。
アクリル系オリゴマー	:皮膚試験で中程度の刺激性が報告されている。(P.I.I:2.0)
芳香族モノマー	:皮膚試験で中程度の刺激性が報告されている。

[眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性]

製品としては区分2

脂肪族モノマー	:ウサギによる試験で軽度の眼刺激性が報告されている。
芳香族モノマー	:試験で強い眼刺激性が報告されている。

[皮膚感作性]

製品としては区分1

芳香族モノマー	:皮膚感作性を有する。
光重合開始剤	:モルモットによる試験で陽性反応が見られた。

[生殖細胞変異原性]

情報なし

[発がん性]

製品としては区分2

芳香族モノマー	:IARC 2B (ヒトに対する発癌性が疑われる)
	:ACGIH A3 (動物発がん性物質)
	:EU 3 (ヒトに対する発癌性が疑われる)

[生殖毒性]

製品としては区分2

芳香族モノマー	:生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑いがある。
---------	---------------------------

[特定標的臓器/全身毒性-単回ばく露]

情報なし

[特定標的臓器/全身毒性-反復ばく露]

情報なし

[吸引性呼吸器有害性]

製品としては該当しない

12. 環境影響情報

一般注意事項

- ・漏洩、廃棄等の際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。
特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

生態毒性

[水生環境有害性(急性)]

製品としては区分2

脂肪族モノマー	: 甲殻類(ミジンコ) EC50 (48h) 1-10mg/l
---------	------------------------------------

[水生環境有害性(長期間)]

製品としては区分2

残留性・分解性

- ・混合物としてのデータがない。

生態蓄積性

- ・混合物としてのデータがない。

土壤中の移動性

- ・混合物としてのデータがない。

13. 廃棄上の注意

- ・廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
- ・廃塗料、廃溶剤、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
- ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
- ・排水処理等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
- ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。
- ・異種の塗料廃棄物を混合して処理する場合は、各種法規制に従って混合処理の可否を判断すること。

14. 輸送上の注意

取り扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

国連番号 (UN No.) : 3082
国連輸送名 (Proper Shipping Name) : 環境有害物質(液体)N.O.S
クラス (Class) : 9(その他の危険有害物質及び物品)
容器等級 (Packing Group) : III

[国内規制]

陸上規制情報 : 消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
荷造り人は運送業者に運搬注意書(イエローカード)を交付する。
海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。
航空規制情報 : 航空法の定めるところに従うこと。

[国際規制]

海上規制情報 : IMO/IMDG の規定に従うこと。
航空規制情報 : ICAO/IATA の規定に従うこと。

※5Lまたは5kg以下の製品は以下の特別規定が適用可能である。

- 1) ICAO/IATA (A197)
- 2) IMDG (2.10.2.7)
- 3) ADR (SP 375)

15. 適用法令

消防法 : 第4類 第3石油類 (非水溶性)
毒物および劇物取締法 : 該当なし
化学物質の審査および製造等の規制に関する法律 : 該当なし
労働安全衛生法 : 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物・・・
2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル
2,6-ジ-tert-ブチル-p-クレゾール
化学物質管理促進法 : 表示義務に該当しない

16. その他の情報

参考文献

国際化学物質安全性カード(ICSC)日本語版
化学工業日報社「2011年版 15911の化学商品」
GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 混合物用(塗料用)
Guide to Occupational Exposure Values (ACGIH 2014)
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances (CCOHS)
製造者から入手の原料SDS
GHS分類結果(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)

本データシートは、作成時または改定時において、製品及びその組成に関する最新の情報(危険有害性情報・取扱情報)を集めて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、新たな情報を入手した場合には追加・修正を行い改訂致します。

また、本データシートに記載のデータは、その製品を代表する値であり、保証値ではありません。

本製品を当社が認めた材料以外のものと混合、当社が認めた使用以外の特殊な条件で使用する場合には、使用者において安全性の確認を行って下さい。